

「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度のロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条第2項に規定するロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの利用)

第2条 県は、「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度をPRし、実施要綱第4条に規定する手続きを経た事業所等（以下「宣言事業所等」という。）を広く周知するため、ロゴマークの積極的な利用を促すものとする。

(ロゴマークの利用届出)

第3条 ロゴマークを利用しようとする者は、ロゴマーク利用届出書（別記様式第1号）（以下「利用届出書」という。）に見本又はデザイン等を添付して県に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (3) その他、県が必要と認めたとき

(ロゴマークの利用制限)

第4条 県は、次の各号に該当する場合を除き、前条に基づき提出された利用届出書を受理する。なお、提出された利用届出書又は見本、デザイン等の修正等を求めることがある。

- (1) 島根県及び「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度のイメージダウンにつながる判断される場合
- (2) 不正競争防止法（平成5年法律47号）第2条第1項第3号に定める、既にある商品の形態を模倣した商品と判断される場合
- (3) 宣言事業所等でない事業所等がロゴマークを利用することにより、宣言事業所等であると誤認又は混同を生じるおそれがあると認められる場合
- (4) 届出者及びその関係者が暴力団員等であることが判明した場合
- (5) その他、ロゴマークの利用が相応しくないと判断される場合

(利用料)

第5条 ロゴマークの利用料は無料とする。

(利用期限)

第6条 ロゴマークの利用期限は、最長で利用開始日が属する年度の3月31日までとする。なお、引き続き継続して利用を希望する場合は、改めて、利用届出書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、宣言事業所等が利用する場合の利用期限は、最長で実施要綱第5条第2項に規定する取組期間までとする。

(ロゴマークの利用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークの展開又は応用利用したデザインやグッズ等の製作物に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、公益社団法人島根県観光連盟に帰属するため、ロゴマークを利用する者は、その利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用届出書に記載された利用目的以外に利用しないこと
- (2) ロゴマークのイメージを損なう展開及び応用利用はしないこと
- (3) 彩色やデザインの変更は行わないこと

(権利移転等の禁止)

第8条 ロゴマークの利用をする者は、その権利を第三者に譲渡し又は貸し付けてはならない。

また、当該デザインを商標登録及び意匠登録してはならない。

(届出の取下げ・利用の中止)

第9条 第3条の規定によるロゴマークの利用届出をした者が、届出を取り下げるとき又は、利用の中止をしようとするときは、ロゴマーク利用届出取下書・利用中止申出書(別記様式第2号)により県に申し出なければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和6年11月13日から施行する。

島根県知事 へ

届出者 住 所

氏 名

ロゴマーク利用届出書

下記のとおり、ロゴマークを利用したいので届け出ます。

記

- 1 利用対象物件名
- 2 利用の趣旨・目的
- 3 利用方法（見本、レイアウト、スケッチ、原稿等を添付すること。）
- 4 利用期間
- 5 添付書類（その他参考となる書類）

担当者

部署名		
職・氏名 <small>ふりがな</small>		
住所 ※上記と異なる場合		(〒)
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

年 月 日

島根県知事 へ

届出者 住所
氏名

ロゴマーク（利用届出取下書／利用中止申出書）

年 月 日付け届け出のロゴマーク（利用届出／利用）について、下記のとおり（取り下げたい／中止したい）ので、申し出ます。

記

1 利用対象物件名

2 取下げ又は中止の理由

※カッコ内は、該当しないものに（二重取消線）を引くこと。

担当者

部署名		
職・氏名		
住所 ※上記と異なる場合		(〒)
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	